

健康保険組合の合併・事業所編入等に関する規制緩和について

1. 趣旨

- 健康保険組合（以下「組合」という。）の設立・合併・事業所編入については、「健康保険組合設立認可基準について（昭和60年4月30日保発第44号）」及び「健康保険組合の事業所編入について（昭和37年3月28日保発第7号）」等に基づき、運用されている。
- しかしながら、産業構造の変化や企業経営の多角化等が進むとともに、会計基準も企業グループ単位で連結して行われることとされているなかで、これら事業所編入基準等が企業経営の実状と適合しておらず、また、その内容について不明確な点も少なくないことから、見直しを行う必要が生じている。
- したがって、組合が企業経営の実状に合った保険集団の形成を図れるようにするとともに、保険運営の安定化に資することができるよう、基準の見直しを行うもの。

2. 現行基準の問題点

- ① 単一組合
親会社と子会社の資本関係等に着目して基準が作成されており、企業グループ単位での取扱いとなっていないため、
 - ア. 孫会社及び関連会社
 - イ. 持株会社及び持株会社の傘下にある兄弟会社
 - ウ. 会社分割による分割会社等の事業所編入等について、不可あるいは不明確となっている。
- ② 総合組合
 - ・ 同種同業の規制により、企業グループの関係（連結財務諸表の定義）にあっても異業種の事業所については編入不可。
 - ・ 地域規制（同種同業については都道府県、地域については市区町村内）により、他の地域にある事業所については編入不可。

3. 改正案のポイント

- ① 単一組合
企業グループの関係（連結財務諸表の定義）にある事業所について編入等を可とする。
- ② 総合組合
上記、単一組合の改正内容に加え、地域規制を撤廃する。

4. その他

- 今回の改正は、組合の設立・合併・事業所編入について、企業経営の実状に適合するよう規制緩和を行うものであり、合併・事業所編入等を強制する方針をとるものではない。

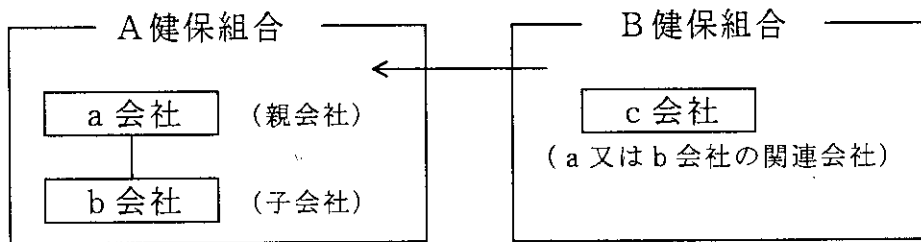
健康保険組合の事業所編入基準の見直し方針

	従来基準	問題点	見直し方針
単一・連合	<p>次の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ た ・ 組 ・ 編 ・ は ・ 体 ・ 密 ・ 接 ・ 保 ・ 務 ・ 特 ・ 別 ・ な ・ 関 ・ 係 <p>該事業の資本数業員を超過し、その従業員数が業体の過半数を占めることであるが、このうち、被保険者の被保険者が、その業体に被保険者として加入する者が、その業体の過半数を占めることである。</p>	<p>従来企業の事業所編入基準は、親会社と子会社に支分される事業を編入し、孫持株会社から作成する事業所を編入することによる。</p> <p>従があげられる事業所は、親会社と子会社の事業所を編入することによる。</p>	<p>企業別事業所編入基準による。企業別事業所編入基準による。</p> <p>企業別事業所編入基準による。企業別事業所編入基準による。</p>
総合・同種同業	<p>次の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例 ・ 区 ・ 支 ・ 所 ・ 文 ・ 支 ・ 所 ・ 関 ・ 係 ・ 等 ・ の ・ 業 ・ 業 ・ 所 ・ 規 ・ 約 ・ で ・ 定 ・ め <p>該事業の資本数業員を超過し、その従業員数が業体の過半数を占めることであるが、このうち、被保険者の被保険者が、その業体に被保険者として加入する者が、その業体の過半数を占めることである。</p>	<p>同一業種の事業所編入による。同一業種の事業所編入による。</p> <p>同一業種の事業所編入による。同一業種の事業所編入による。</p>	<p>業財結合の事業所編入基準による。業財結合の事業所編入基準による。</p> <p>業財結合の事業所編入基準による。業財結合の事業所編入基準による。</p>
総合・地域	<p>次の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 町 ・ 村 ・ 地 ・ 域 ・ 内 ・ の ・ 業 ・ 業 ・ 所 ・ 規 ・ 約 ・ で ・ 定 ・ め <p>該事業の資本数業員を超過し、その従業員数が業体の過半数を占めることであるが、このうち、被保険者の被保険者が、その業体に被保険者として加入する者が、その業体の過半数を占めることである。</p>	<p>同一業種の事業所編入による。同一業種の事業所編入による。</p> <p>同一業種の事業所編入による。同一業種の事業所編入による。</p>	<p>業財結合の事業所編入基準による。業財結合の事業所編入基準による。</p> <p>業財結合の事業所編入基準による。業財結合の事業所編入基準による。</p>

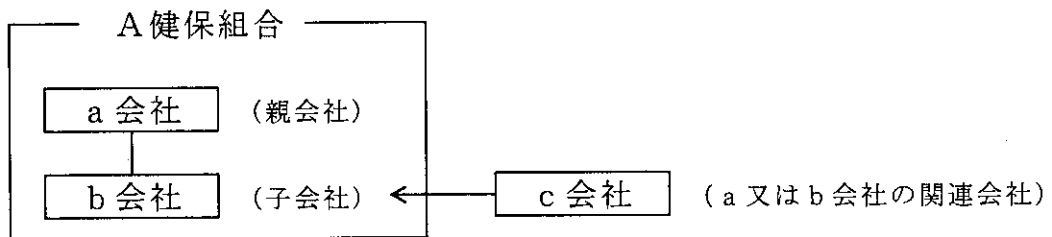
事業所編入基準等の見直しで合併・編入が可能となる典型的ケース(参考図)

(1) 単一組合

① 企業グループの関係（連結財務諸表の定義）にある事業所（以下「関連会社」という。）を母体とする健保組合について合併可能となる。

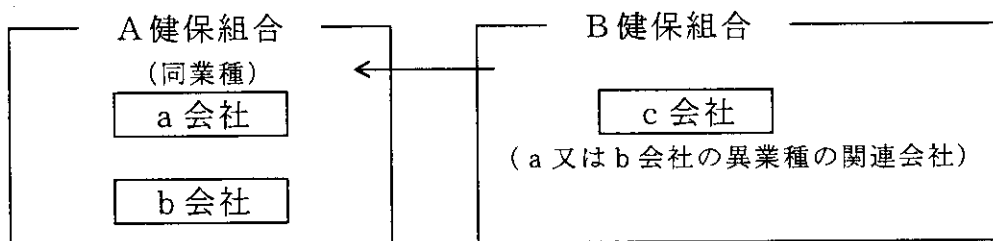


② 関連会社について編入可能となる。

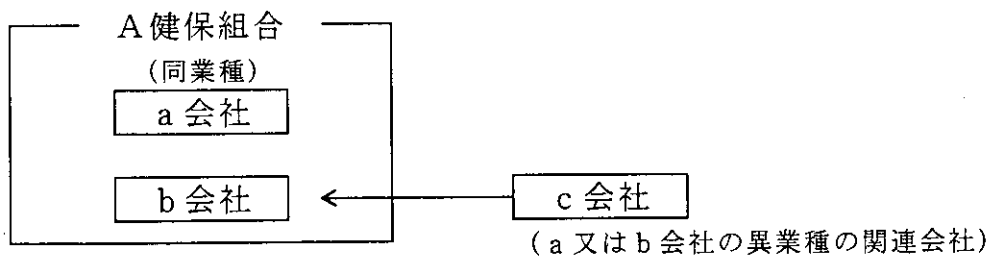


(2) 総合組合

① 異業種の関連会社を母体とする組合について合併可能となる。

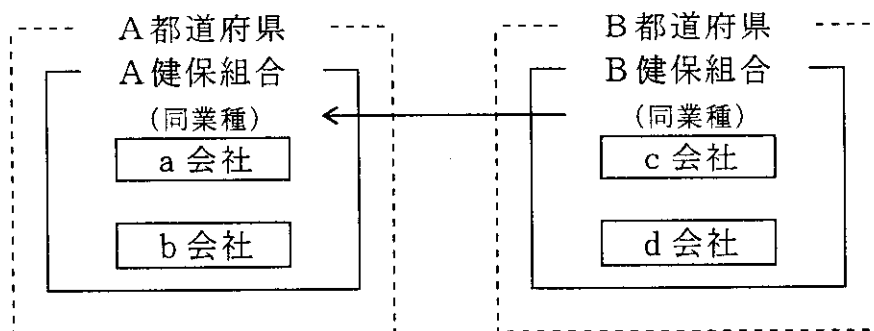


② 異業種の関連会社について編入可能となる。



③ 他地域にある同業種の事業所を母体とする健保組合について合併可能となる。

これにより同業種の全国規模の健保組合も可能となる。



④ 他地域にある同業種の事業所について編入可能となる。

